

甲府市地域公共交通計画策定業務委託に係る
プロポーザル方式による公募について（公告）

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年4月5日

甲府市地域公共交通活性化協議会 会長 佐々木 邦明

1 業務名

甲府市地域公共交通計画策定業務委託

2 業務概要

本業務は、近年の公共交通を取り巻く社会環境の変化や、関係法令の改正等を踏まえ、現行の甲府市地域公共交通網形成計画の見直しを行う中で、公共交通の基本的な方針を検討し、交通事業者や行政などの関係者が、市内全域での公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を広く共有し、連携・協働して取り組むための「甲府市地域公共交通計画」を策定するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和5年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (4) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又

は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 過去5年(平成30年4月1日以降)において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律59号。以下「法」という。)第5条に規定する「地域公共交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、法第6条に規定する協議会等との間で元請として締結した実績をいずれか1件以上有すること。

(8) 下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者・主任技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する(登録してある)こと。

- ・技術士「総合技術監理部門」(建設)
- ・技術士「建設部門」~~-(都市及び地方計画)-~~
- ・RCCM(都市及び地方計画)
- ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

イ 過去5年(平成30年4月1日以降)において、法第5条に規定する「地域公共交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を管理技術者又は主任・担当技術者として従事した実績を有すること。

【照査技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する(登録してある)こと。

- ・技術士「総合技術監理部門」(建設)
- ・技術士「建設部門」~~-(都市及び地方計画)-~~
- ・RCCM(都市及び地方計画)
- ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

(9) 任意の2者以上を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という。)として参加する場合は、代表構成員及び全ての構成員が(1)から(6)の資格を満たすこと。

また、(7)については、代表構成員又は構成員のいずれかが資格を満たすとともに、(8)については、代表構成員又は構成員の中から技術者を配置すること。

更に、企業体の代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他の企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

5 手続きの方法

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市地域公共交通活性化協議会事務局
（甲府市企画財務部リニア交通室交通政策課）
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電話：055-237-5109
電子メール：koutuss@city.kofu.lg.jp